

仕様書

1. 業務名称

〇〇選挙啓発用ポスターの駅貼掲出業務

2. 掲出駅（大阪市内）

- ① 阪急電鉄 10 駅
- ② 京阪電鉄 12 駅
- ③ 南海電鉄 18 駅
- ④ 近畿日本鉄道 6 駅
- ⑤ 阪神電鉄 9 駅
- ⑥ JR西日本 19 駅

3. 掲出期間

①～⑥ 21日間

※掲出期間中にポスターが汚損や破損により掲出不可能な状態となった場合、

原則、本市より新たなポスターを提供するので、貼替を行うこと。

これによりがたい場合(ポスター掲示場の破損等)については、速やかに本市担当者に報告し、指示を仰ぐこと。

4. 規格

B2ポスター（縦）

※ポスターについては、契約締結後本市より必要枚数を提供する。

5. 数量

- ① 10 枚 各駅 1 枚
- ② 12 枚 各駅 1 枚
- ③ 18 枚 各駅 1 枚
- ④ 6 枚 各駅 1 枚
- ⑤ 9 枚 各駅 1 枚
- ⑥ 19 枚 各駅 1 枚

6. その他

業務完了後、①業務完了報告書(本市様式)及び②掲出の様子が分かる写真を貼付した書類と③広告掲出を証明できる書類を完了後速やかに提出すること。(写真貼付書類には、媒体名称・掲出場所・掲出期間を表記すること。)

7. その他

- (1) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。

- (2) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (3) 本契約に関して、発注者が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (5) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (6) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先:06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。